

特殊業務従事職員健康診断仕様書

1 業務の名称

令和 8 年度特殊業務従事職員健康診断業務

2 業務の内容

検査項目のとおり

3 業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 対象者

岡山県職員のうち、放射線取扱業務従事者、鉛取扱業務従事者、有機溶剤取扱業務従事者、石綿等取扱業務従事者、特定化学物質等取扱業務従事者及び室内でのアーク溶接作業従事者

5 健診会場

定期健康診断と同じ。ただし、従時前健診については委託医療機関で実施する。

6 日程

- (1) 従事前 令和 8 年 5 月
- (2) (1) の 2 回目 定期健康診断と同日 (1 月)
- (3) 第 1 回 定期健康診断と同日 (8 月～10 月)
- (4) 第 2 回 定期健康診断と同日 (1 月)
- (5) 尿中代謝物検査 2 回目 2 回目の検診月と同月 (1 月)

7 検査項目

健康診断の種類	検査項目
放射線取扱業務従事者検診	問診、診察（皮膚、白内障）、血液検査（RBC、Hb、Ht、WBC、白血球分類）
放射線同位元素取扱業務従事者検診	問診、診察（白内障）、眼圧検査
鉛取扱業務従事者検診	① 業務の経歴の調査②作業条件の簡易な調査③自覚症状・他覚症状の既往歴の調査④自覚症状・他覚症状の有無の調査 ⑤血液中の鉛の量の検査【医師が必要と認める項目】⑥作業条件の調査⑦貧血検査⑧赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査⑨神経学的検査
	尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査

<p>有機溶剤取扱業務従事者検診 基本検診</p> <p>*特別有機溶剤（クロロホルム、四塩化炭素、1、4-ジオキサン、1、2-ジクロロメタン、ジクロロメタン、スチレン、1、1、2、2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン）単一成分では1%を超えないが、特別有機溶剤と有機溶剤との合計の含有率が、重量の5%を超えるものを含む</p>	<p>① 業務の経歴の調査②作業条件の簡易な調査③健康障害の既往歴の調査、健康障害の自覚症状・他覚症状の既往歴の調査④自覚症状・他覚症状の有無の調査</p>
<p>尿中代謝物</p>	<p>馬尿酸 メチル馬尿酸 総三塩化物 N-メチルホルムアミド 2.5ヘキサジオン</p>
<p>貧血検査</p>	<p>RBC、Hb</p>
<p>肝機能検査</p>	<p>AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GT</p>
<p>眼底検査</p>	<p>片眼</p>
<p>特定化学物質等取扱業務従事者検診 基本検診</p> <p>ベンゼン、エチレンオキシド、ホルムアルデヒド、アクリルアミド、インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物、クロム酸及びその塩、重クロム酸及びその塩、ニッケル化合物、弗化水素、マンガン化合物、溶接フェューム及び、特別有機溶剤（クロロホルム、四塩化炭素、1、4-ジオキサン、1、2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1、1、2、2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン、1,2ジクロロプロパン）の単一成分1%超共通</p>	<p>業務歴・作業歴・作業条件の調査、特定化学物質による健康障害等の他覚症状および自覚症状の既往歴の調査、特定化学物質による健康障害等の他覚症状または自覚症状の調査、問診、診察</p>
<p>ベンゼン</p>	<p>基本検診、血液検査（WBC、RBC、Hb、Ht）</p>
<p>エチレンオキシド</p>	<p>基本検診、血圧測定、検尿（糖・蛋白）、身長、体重、腹囲、視力、聴力</p>
<p>ホルムアルデヒド</p>	<p>基本検診、血圧測定、検尿（糖・蛋白）、身長、体重、腹囲、視力、聴力</p>

アクリルアミド	基本検診
コバルト及び その無機化合物	基本検診
エチルベンゼン (1%超)	基本検診
	尿中マンデル酸の量の測定
インジウム化合物 (1%超)	基本検診、血清インジウム、血清K L-6
クロロホルム (1%超)	基本検診、AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT
四塩化炭素 (1%超)	基本検診、AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT、皮膚所見の有無
1、4-ジオキサン (1%超)	基本検診、AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT
1、2-ジクロロエタン (1%超)	基本検診、AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT、皮膚所見の有無
1、1、2、2-テトラクロロエタン (1%超)	基本検診、AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT、皮膚所見の有無
スチレン (1%超)	基本検診、白血球数・白血球分画の検査、AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT
	尿中マンデル酸・フェニルグリオキシル酸の量の測定
テトラクロロエチレン (1%超)	基本検診、AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT、皮膚所見の有無、尿中の潜血検査
	尿中のトリクロロ酢酸または総三塩化物の量の検査、尿中の潜血検査
トリクロロエチレン (1%超)	基本検診 AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT、皮膚所見の有無
	尿中のトリクロロ酢酸または総三塩化物の量の検査
メチルイソブチルケトン (1%超)	基本検診
	【医師が必要と認めた場合】尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定
ジクロロメタン (1%超)	基本検診・血清総ビリルビン、AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT、アルカリホスターゼの検査

1.2ジクロロプロパン（1%超）	基本検診・血清総ビリルビン、AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT、アルカリホスターゼの検査
クロム酸及びその塩	鼻腔または皮膚の所見の有無の検査
重クロム酸及びその塩	鼻腔または皮膚の所見の有無の検査
クロム酸及びその塩、重クロム酸及びその塩に係る胸部X線デジタル撮影	胸部エックス線直接撮影 (労働安全衛生法施行令第23条第4号の業務に4年以上従事した経験を有する場合)
ニッケル化合物	皮膚所見の有無の検査
弗化水素	皮膚所見の有無の検査
	歯科医師による歯牙酸蝕所見の有無の実施
リフラクトリーセラミックファイバー	喫煙歴及び喫煙習慣の状況、胸部エックス線直接撮影による検査
ナフタレン	尿中の潜血検査
マンガン化合物	基本検診、握力検査
溶接ヒューム	基本検診、握力検査
じん肺健康診断 一次	問診、診察、胸部X線デジタル撮影
じん肺健康診断 再検査二次検診	胸部らせんCT検診
	喀痰細胞診検査
石綿等取扱業務従事者検診	問診、内科診察、胸部X線撮影（直接）

※特別有機溶剤については、含有量に応じて有機溶剤取扱業務従事者検診又は、特定化学物質等取扱業務従事者検診を実施する。

8 その他

(1) 契約は次の項目ごとに単価契約とする。（ただし、健康診断実施に係る諸経費（事務費、データ処理費等）は単価の中に入れて計上すること。）

- ・放射線取扱業務従事者検診
- ・放射線同位元素取扱業務従事者検診
- ・鉛取扱業務従事者検診
 - 尿中代謝物検査を除く検査
 - 尿中代謝物検査
- ・有機溶剤取扱業務従事者検診
 - ①基本検診
 - ②尿中代謝物
 - ・馬尿酸

- ・メチル馬尿酸
- ・総三塩化物
- ・N-メチルホルムアミド
- ・2,5ヘキサンジオン
- ③貧血検査
- ④肝機能検査
- ⑤眼底検査
- ・特定化学物質等取扱業務従事者検診
 - ①ベンゼン
 - ②エチレンオキシド
 - ③ホルムアルデヒド
 - ④アクリルアミド
 - ⑤コバルト及びその無機化合物
 - ⑥エチルベンゼン1%超
 - 尿中代謝物検査を除く検査
 - 尿中代謝物検査
 - ⑦インジウム化合物1%超
 - ⑧クロロホルム1%超
 - ⑨四塩化炭素1%超
 - ⑩1,4-ジオキサン1%超
 - ⑪1,2-ジクロロエタン1%超
 - ⑫1,1,2,2-テトラクロロエタン1%超
 - ⑬スチレン1%超
 - 尿中代謝物検査を除く検査
 - 尿中代謝物検査
 - ⑭テトラクロロエチレン1%超
 - 尿中代謝物検査を除く検査
 - 尿中代謝物検査
 - ⑮トリクロロエチレン1%超
 - 尿中代謝物検査を除く検査
 - 尿中代謝物検査
 - ⑯メチルイソブチルケトン1%超
 - 尿中代謝物検査を除く検査
 - (医師が必要と認めた場合)尿中代謝物検査
 - ⑰ジクロロメタン1%超
 - ⑱1,2ジクロロプロパン1%超
 - ⑲クロム酸及びその塩
 - ⑳重クロム酸及びその塩
 - ㉑クロム酸及びその塩、重クロム酸及びその塩に係る胸部X線デジタル撮影

- ②ニッケル化合物
- ③弗化水素
- ④弗化水素 歯科医師による歯牙酸蝕所見の有無の実施
- ⑤リフラクトリーセラミックファイバー
- ⑥ナフタレン
- ⑦マンガン化合物
- ⑧溶接ヒューム
- ⑨特別有機溶剤で有機則に定める特殊健康診断

*特別有機溶剤1%超え単価⑥から⑩については特化則に定める項目単価とする。

*含有量が有機溶剤と合計して5%を超える場合に⑥から⑩に追加が必要となる有機則に定める特殊健康診断単価は⑨とする。

- ・じん肺健康診断
 - ①一次健診
 - ②二次健診
 - ・胸部らせんCT検診
 - ・喀痰細胞診検査
- ・石綿等取扱業務従事者検診

- (2) 検診日1か月前までに問診票等を準備し、人事課職員厚生班へ提出すること。
(各対象者へは、人事課職員厚生班から配布する。)
- (3) 各検診毎の個人票様式を、あらかじめ人事課職員厚生班へ提出すること。
(検診前に人事課職員厚生班が個人毎、ファイルを作成し、委託医療機関に渡す。)
- (4) 尿中代謝物2回目の検査は、連続して作業を行う日に採取したものを保存し、検査する。検体の回収についても委託医療機関が行う。
- (5) 検診結果の報告は、別紙「特殊業務従事職員健康診断検査結果取扱要領」のとおりとする。
- (6) 経費の請求は、積算根拠を明記した請求書を作成し、上半期(4～10月)実施分の請求書については令和8年12月21日(月)までに、下半期(11～1月)実施分の請求書については令和9年2月19日(金)までに人事課職員厚生班へ提出すること。
- (7) 岡山県との連絡調整の窓口として、業務に精通した担当者を1名選定し、担当者は定期健康診断・特定業務従事者健康診断・特殊業務従事職員健康診断の全ての連絡・調整等に誠意をもって当たること。
- (8) 法律改正等により、年度途中で健康診断に必要とされる項目に変更があった場合は、担当者は必要とされる変更点について速やかに人事課職員厚生班に連絡し、対応を協議すること。

特殊業務従事職員健康診断 検査結果取扱要領

1 検査結果報告対象者

受診者全員

2 検査結果報告方法

(1) 書面による報告

ア 個人結果通知

- ・書面による報告は、個人結果票を2部作成する。

個人結果票は、仕様書7に掲げる各健康診断の種類、有機溶剤取扱業務健診及び特定化学物質等取扱業務従事者検診については溶剤名を記載すること。

- ・定型サイズの窓あき封筒（親展）に結果通知を入れ、窓あき部分から所属名・氏名・職員番号等が見えるようにしたものを個人毎に作成し、封をせずに人事課職員厚生班へ提出する。

- ・要精密検査対象者には、精密検査通知及び紹介状を作成し、個人結果通知に同封する。

イ 仕様書7に掲げる各健康診断の種類ごとに、健診日・所属別の結果一覧を2部作成する。

なお、特定化学物質等取扱業務従事者検診については溶剤ごとに作成すること。

ウ 要精密検査対象者一覧、要医療対象者一覧をそれぞれ所属ごとに2部作成する。

(2) データによる報告

じん肺健康診断を定期・採用時健康診断と同時実施した場合は、検査結果データを保存したコンパクトディスク（以下CDという。）を人事課職員厚生班に提出する。

データ報告形式等は、別紙「定期健康診断及び生活習慣病健康診断（胃がん検診・大腸がん検診）検査結果取扱要領」による。

3 検査結果報告に当たっての注意事項

- (1) 検査結果データの作成及び提出に当たっては、個人情報等に関連する法令を遵守すること。

- (2) 岡山県の定める管理区分を個人結果、所属毎の一覧に記載すること。

- (3) 検査結果には、各検査項目の基準値を記載すること。

4 検査結果提出期限

健診実施日から1か月以内に人事課職員厚生班に提出すること。

5 その他

この要領に関し疑義が生じた場合は、人事課職員厚生班に申し出ること。

<本件に関する窓口>

岡山県人事課職員厚生班 担当：河田・武下 電話：086-226-7223